

「君が代」齊唱時不起立の処分に関する

新潟公立高教組 高校教員N

入学式と卒業式に「君が代」齊唱が強制されるようになつたのは、いつからだつたでしようか。もう、かれこれ、20年くらい前になるかもしませんが、その間わたしは起立したことありません。長い間、職員会議で強制反対の発言をし、強制反対のピラを教職員や保護者に配ってきたので、起立することは考えられない」とでした。新潟公立高教組が結成された年の春の入学式當日に、分会独自のピラを作つて仲間と一緒に保護者へピラ配りをし

たときの、誇らしく、高揚した気分はいまも忘れられません。桜の花が満開で、春爛漫といった感じの一日でした。いまでもときどき、あの一日を思い起こしては、勇を鼓します。その後、「君が代」が国歌になり、不起立者が少なくなつても、起立しようと思つた」とはあります。【君が代】は、どう考えても、国歌にはよさわしくないし、その強制は内心の自由を侵すものだからです。日本国憲法が保障している「国民主権」と、「君が代」の歌

詞の内容を矛盾なしとみると、わたしにはできません。また、十五年戦争と「君が代」を切り離して考えることもわたしにはできません。しかし、気が重いことも確かです。数年前の卒業式当日、入試の問題用紙を教育センターに受領しに行く役目を依頼されたことがあります。そのときは、「これまで卒業式に出なくてすむ」と、ヘンに気が楽になりました。ふるきとの旧友は、ふた昔ほど前に「おれは教員なんてなりたくないし、なりたくともなれ

ないけど、たつたひとつうらやましいことがある。それは、毎年、卒業式を経験できることだ。それだけは、お前が本当にうらやましい」といつてくれました。わたしも、卒業式を経験するたびに晴れやかな気持ちになり、「教員になつてよかつた」と思いを新たにします。しかし、その卒業式も、あの「君が代」がテープで流される場面に限っては、苦痛でしかありません。わずか数分間とはいえ、イヤでイヤでたまりません。あと、何回、イヤな思いをしなければならないのでしょうか。2005年4月、現任校に異動してきました。8日には入学式があり、わたしは受付係になりました。そして受付の最終確認までやつたので、式場には少し遅れて入りました。イスには座らず、教員になつて初めて紅白幕の後ろで入学式を見ました。「君

が代」齊唱時に不起立の教員が少なからずいたことに心強さをおぼえました。1・2月・1・2日に新潟県教育委員会教育長は県立学校長に「平成17年卒業式及び平成18年度入學式における国旗掲揚及び国歌斉唱について」の通知を発出しました。「卒業式及び入学式は、厳粛かつ清新な雰囲気の中で行うものとし、実施に当たつては、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう児童生徒を指導すること。また、その意義を踏まえ、国歌斉唱時には、教職員も起立すること」とあります。県教委はそれまでも、校長に対する「県教委はそれまでも、校長に對し、卒業式の不起立教職員を個別に呼び出して指導をするよう依頼していましたが、この1・2月の通知は不起立者の処分をも視野に入れました。以前は不起立を、保護者・生徒

減り、本校ではわたしを含め3人だけになりました。3人は事前に打ち合わせをすることなく、それぞれ個人の意思で行動しました。「内心の自由」に関することなので、組合にも相談しませんでした。その後、3人に對して校長が「あなたは、本校の平成17年度卒業式において、校長が国歌斉唱時には起立するよう指導したにもかかわらず不起立の行動をとりました。このことは、教育公務員として誠に遺憾なことがあります。ついでには、校長として、今後の入学式等の国歌斉唱時には起立するよう、ここに書面をもって厳重に注意指導します」という文書を手渡しました。これだけ不起立者が少なくなると、「不起立は闘争の一環」とはいえなくなつてしましました。他の教員にアピールする機会と

とらえていましたが、昨今はそうした気持ちはほとんどなくなりました。組合員としてどうよりは、ただ、一人の個人としての自分の意思を大事にしたいという気持ちで行動しています。4月7日には入学式があり、そこでも不起立の行動をとったところ、4月26日に県教委から事情聴取が入りました。そして、5月25日に戒告処分が下されました。事情聴取に入った県教委の二人から処分書を手渡されました。手渡したときの県教委の「人の表情のない澄んだ目を、いまも忘れる」とが言えません。「懲戒処分書 地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分として戒告する新潟県教育委員会」と書いてあります。「処分説明書」には「法令及び上司の職務上の命令に従う義務を規定した地方公務員法第32条に

違反するものであり、同法第29条第1項第1号及び第2号に該当するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、同法第29条第1項第3号にも該当するものである」とあります。今回の処分はある程度は覚悟していましたが、いきなりの「戒告」には少なからず驚かされました。処分を受けるのは、まったくの初めてなのだから「文書訓告」くらいではないかと考えていたのです。周りからも「初回にしては厳しすぎるのではないか」の声がありました。

その日はちょうど、組合事務所で本部執行委員会が開かれていたため、早速、対応について協議しました。そして即日、以下の抗議声明を出しました。「自己の思想・信条に基づき「君が代」斉唱に対する「不起立」とした教職員らに

違反するものであり、同法第29条第1項第1号及び第2号に該当するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、同法第29条第1項第3号にも該当するものである」とあります。今回の処分はある程度は覚悟していましたが、いきなりの「戒告」には少なからず驚かされました。処分を受けるのは、まったくの初めてなのだから「文書訓告」くらいではないかと考えていたのです。周りからも「初回にしては厳しすぎるのではないか」の声がありました。

その日はちょうど、組合事務所で本部執行委員会が開かれていたため、早速、対応について協議しました。そして即日、以下の抗議声明を出しました。「自己の思想・信条に基づき「君が代」斉唱に対する「不起立」とした教職員らに

対して、行政が「起立」することを命令し、これに従わなかつた」とを理由に処分が行われたことは、憲法の保障する「思想・信条の自由」を明らかに侵害するものである、「おりしも、教育基本法『改正』案が国会上程され、愛國心を押しつけることが審議されている。県教委は、昨年12月12日付通知において、「国歌を齊唱するよう児童生徒を指導する」ととしている。」このような卒業式、入学式への国旗国歌の押しつけは、愛国心教育の先取りであり、教職員を処分することで強引にすすめようとするものである。新潟県公立高等学校教職員組合は、新潟県教育委員会に対し、今回の处分に対し強く抗議し処分の撤回を求める。翌日、いくつかのマスメディアがこの声明を記事にしました。また、5月27日の『朝日新聞』

は、戒告処分が出されたことに関するて「県教育委員会は26日、今年春の卒業式と入学式で『君が代』齊唱の時に起立しなかつた高校教諭4人を、『校長が繰り返し指示したにもかかわらず、不起立だった』として上司の職務上の命令に従う義務違反などを理由に、25日付で戒告処分にしたと発表しました。『君が代』齊唱の時に起立しなかつた教職員に対し、県教委が懲戒処分をするのは初めて」と報じました。その後は各方面のいろいろな方々と話し合つたり、弁護士に相談したりして対策を練つてきました。組合員も含めて周りの人たちには「本人の意思を最大限に尊重する」という態度をとつていただきましたので、わたしは人事委員会に対し、書面審理による審査請求（不服申立て）を選択しました。弁護士からもアドバイスをい

ただき、7月24日に新潟県人事委員会委員長宛に審査請求書を提出しました。その後、8月24日に「不利益処分に関する審査請求書の受理について」の通知が自宅に届きました。

今後は人事委員会の出方をみて、対応を検討していくつもりです。わたしは入学式・卒業式を妨害したわけでも、式場を混乱に陥れたわけでもありません。ただ、静かに坐つていただけです。そのことに処分が下されたことには、納得がいきません。処分のねらいは「ものいわぬ教師づくり」にあることは明らかです。しかし、いうべき時にはハッキリものをいつて「こうと思つてい

